コンタクトポイント(省エネ基準)の提案取り扱いフロー

コンタクトポイント(省エネ基準)の提案取り扱いに関する基本的なフローを図1に示します。図中の丸数字で示した項目についての説明は次ページを参照してください。

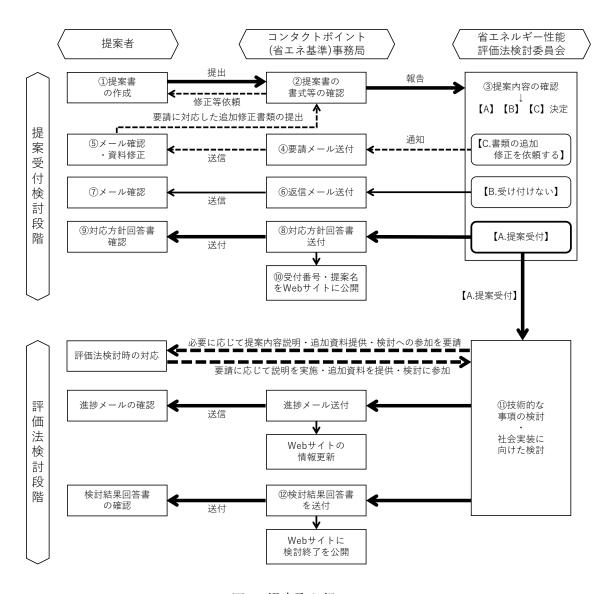


図1 提案取り扱いフロー

提案受付検討段階(①~⑩)

- ①提案書類の作成
- ・提案者は、コンタクトポイント(省エネ基準)の提案要領に基づき書類を作成し、コンタクトポイント(省エネ基準)事務局に提出します。
- ②提案書類書式等の確認
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、提案書類を確認します。
- ・提案書類の書式・記載に不備がなければ、提案者に受取の連絡をします。
- ・提案書類の書式・記載に不備がある場合は、提案者に修正を依頼します。
- ・受け取った提案書類の内容は、省エネルギー性能評価法検討委員会に報告します。
- ③提案内容の確認
- ・省エネルギー性能評価法検討委員会では、提案が提案要領に示す対象に該当すること、技術的評価の妥当性と実現可能性があることを確認し、【A.提案受付】【B.受け付けない】【C. 書類の追加修正を依頼する】を決定します。
- ●【C.書類の追加修正を依頼する】場合
- ④要請メールの送付
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、追加・修正を要請するメールを提案者に送信します。
- ⑤メールの確認・資料作成
- ・提案者は、追加・修正を要請されたメールを確認し、要請に対応した追加・修正書類をコンタクトポイント(省エネ基準)事務局に提出します。
- ・追加・修正書類は、コンタクトポイント(省エネ基準)事務局からの要請メール送信日より3か月以内に提出していただきます(3か月を超過すると⑥の取り扱いとなります)。
- 【B. 受け付けない】場合
- ⑥返信メールの送付
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、受け付けない理由を記載した返信メールを提案者に送信します。
- (7)メールの確認
- ・提案者は、返信メールを確認します。
- ●【A.提案受付】の場合
- ⑧対応方針回答書の送付
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、受付番号及び技術的検討を行う担当ワーキング等を記載した対応方針回答書を提案者に送付します。
- ⑨対応方針回答書の確認
- ・提案者は、送付された対応方針回答書を確認します。
- ⑩受付番号・提案名をWebサイトに公開
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、受け付けた提案の受付番号と提案名をコンタクトポイント(省エネ基準)のWebサイト(https://www.ibec.or.jp/contact_point/cp_list.html)に

公開します。

評価法検討段階(①~②)

- ※【A.提案受付】の場合は、「評価法検討段階」に移行します。
- ①技術的な事項の検討・社会実装に向けた検討
- ・省エネルギー性能評価法検討委員会の担当ワーキング等は、評価法構築に向けた技術的な 検討を行います。
- ・担当ワーキング等は、必要に応じて提案者にワーキング等への参加を要請し、提案内容の 説明や追加資料の提供を依頼します。提案者は、依頼に応じて、説明の実施、追加資料の 提供等の対応を行います。
- ・省エネルギー性能評価法検討委員会は、評価法の技術的検討を経て、社会実装に向けた検 討を行います。
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、省エネルギー性能評価法検討委員会で確認された検討の進捗状況について、必要に応じて提案者に連絡します。
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、コンタクトポイント(省エネ基準)のWebサイト(https://www.ibec.or.jp/contact_point/cp_list.html)に掲示した情報を適宜更新します。

迎検討結果回答書の送付

- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、省エネルギー性能評価法検討委員会における 社会実装に向けた検討の終了を受けて、検討結果回答書を提案者に送付します。
- ・コンタクトポイント(省エネ基準)事務局は、コンタクトポイント(省エネ基準)のWebサイト(https://www.ibec.or.jp/contact_point/cp_list.html)に検討が終了した旨を公開します。